

平成30年第1回 隠岐広域連合議会臨時会 会議録

1. 招集年月日 平成30年 3月 6日 (火)
2. 招集の場所 隠岐広域連合議場
3. 開会 (開議) 平成30年 3月27日 (火) 14時33分宣告
4. 閉会 (閉議) 平成30年 3月27日 (火) 15時24分宣告
5. 出席議員

1番 松 新 俊 典	8番 池 田 賢 治
2番 並 河 孝 成	9番 安 部 大 助
3番 西 尾 幸 太 郎	10番 平 田 文 夫
4番 中 濱 堯 介	11番 吉 田 雅 紀
5番 柏 原 広 行	12番 中 島 謙 二
6番 村 上 三 三 郎	13番 米 澤 壽 重
7番 高 松 照 佳	14番 井 尻 義 教
6. 欠席議員
なし
7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

広域連合長 池 田 高 世 偉	介護保険課長 藤 野 則 子
副広域連合長 山 内 道 雄	隠岐島前病院事務部長 天 草 巧
同 升 谷 健	隠岐病院事務部長 齋 藤 英 典
同 平 木 伴 佳	同 総務課長 齋 賀 光 成
同 室 崎 隆 司	消 防 長 久 永 吉 人
同 川 崎 康 久	同 次 長 藤 田 正 峯
総務課長 野 津 信 吾	
8. 職務のため出席した事務局職員の氏名
議会事務局長 福 島 康 利 書記 山 崎 一 美
9. 会議録署名議員
5番 柏 原 広 行 6番 村 上 三 三 郎
10. 議事日程 別紙のとおり
11. 議員の異動並びに議席の指定及び変更 該当なし
12. 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
(1) 広域連合長提出議案の題目
議第19号 隠岐広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

議第 2 0 号 隠岐広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例

議第 2 1 号 隠岐広域連合地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議第 2 2 号 隠岐広域連合指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議第 2 3 号 隠岐広域連合消防手数料条例の一部を改正する条例

- | | |
|------------------|-------------|
| 13. 選挙の経過 | 該当なし |
| 14. 議事の経過 | 次ページ以下会議録参照 |
| 15. 常任委員会委員の選任 | 該当なし |
| 16. 議会運営委員会委員の選任 | 該当なし |
| 17. 傍聴者 | 該当なし |

議 事

○議長（井尻 義教）

開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日、平成30年第1回臨時会が招集されたところであります。議員各位におかれましては、ご多忙のところをご参集いただきありがとうございます。

本臨時会には、条例の制定1件、条例の一部改正案件4件を含めた5案件の上程が予定されております。

議員各位には慎重審議を頂きまして、適切なお決定を賜り、速やかな議事進行が図れますよう、本席からご協力をお願い致し開会のご挨拶と致します。

《開 会》 号 鈴

ただいまより、平成30年第1回 隠岐広域連合議会臨時会を開会いたします。
(開会宣告 14時 33分)

ただちに、本日の会議を開きます。
(開議宣告 14時 33分)

本日議員の出席は、全員出席であります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐広域連合議会会議規則第126条の規定により、5番・「柏原広行」議員、6番・「村上三三郎」議員を指名いたします。

日程第2 「会期の決定」の件を議題と致します。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日3月27日の1日間にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

従って、会期は、本日3月27日の、1日間と決定致しました。

《 議 案 上 程 》

日程第3 「議案上程」の件を議題と致します。

議第19号「隠岐広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」についてから議第23号「隠岐広域連合消防手数料条例の一部を改正する条例」についてまでの5案件を一括して議題と致します。

只今、議題となりました5案件につきまして提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長・番外」の挙手あり)

番外 池田広域連合長

○番外 (池田広域連合長)

みなさんこんにちは。

隠岐広域連合議会臨時会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、第1回隠岐広域連合議会臨時会を招集させて頂きましたところ、議員各位におかれましては、構成団体の定例議会を終え、年度末を控えられまして、何かとご多用の中、ご出席を賜り誠にありがとうございました。

私も昨日5日間の出張を終えて帰って参りましたが、出発前は7℃、昨日は18℃とようやく日差しも暖かく、春らしくなって参りましたが、議員各位におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

レインボージェットにつきまして、予定どおり年検ドックを終え、2月16日から運航を再開し、3月に入り高い就航率で安全運航を続けているところであり、観光シーズンの到来に併せ、今後、増々の人口交流の拡大や島民の利便性の向上に期待しているところでございます。

引き続き議員各位のご支援ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは今臨時会に提案させていただきました、議第19号「隠岐広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」から、議第23号「隠岐広域連合消防手数料条例の一部を改正する条例」までの5件について、提案理由の説明を申し上げます。

お手元の議案書、1ページをお願いいたします。

議第19号「隠岐広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」の制定についてご説明申し上げます。

平成26年の介護保険法の改正において、居宅介護支援事業者の指定・指導等の権限が、平成30年4月1日より、都道府県から市町村へ移譲されることに伴い、これまで島根県で行っていた居宅介護支援事業者の指定・指導等の事務を、隠岐広域連合へ権限移譲するため、新たに条例を制定するものであります。

施行日は、平成30年4月1日でございます。

次に、議案書の18ページをお願いいたします。

議第20号「隠岐広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

介護保険法第78条の2の2（共生型地域密着型サービス事業者の特例）が新設されたことに伴い、地域密着型サービスの指定基準を追加するものであります。また、他の自治体条例に合わせ、「市町村（特別区を含む。）」を具体的に明記し、「隠岐広域連合、関係する町村」に改めるものであります。

施行日は、平成30年4月1日でございます。

次に、議案書の19ページをお願いいたします。

議第21号「隠岐広域連合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

先ほどの議第20号においてご説明申し上げました「隠岐広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例」に合わせ、「市町村（特別区を含む。）」を「隠岐広域連合、関係する町村」に改めるものであります。

施行日は、平成30年4月1日でございます。

次に、議案書の20ページをお願いいたします。

議第22号 「隠岐広域連合指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

介護保険法の改正に伴い、指定居宅介護支援事業者は、障がい福祉制度の相談支援専門員との密接な連携や、公正中立なケアマネジメントの確保、医療機関との連携促進について義務づけられたため、関係条文について所要の改正を行うものであります。

施行日は、平成30年4月1日でございます。

次に、議案書の23ページをお願いいたします。

議第23号 「隠岐広域連合消防手数料条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が公布され、平成30年4月1日から施行されるため、消防手数料の単価改正を行うものでございます。

施行日は、平成30年4月1日でございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、何卒慎重なるご審議をいただきまして、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終らせていただきます。

○議長（井尻 義教）

以上で提案理由の説明を終わります。

《質 疑》

日程第4 これより「質疑」を行います。

議第19号「隠岐広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」の制定について質疑を行います。

執行部より詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

（「議長 番外」の声あり）

番外 藤野介護保険課長

○番外（藤野介護保険課長）

資料1 議案に関する参考資料 1頁をお開き下さい。

条例制定の概要は平成26年の介護保険法の改正において、居宅介護支援事業者の指定・指導等の権限が都道府県から市町村へ平成30年4月から移譲されることとなっており、これまで島根県で行っていた居宅介護支援事業者の指定・指導等の事務を隠岐広域連合へ権限移譲するために新たに条例を定めるものでございます。

要点は

- ①趣旨及び基本方針等
- ②人員に関する基準
- ③運営に関する基準
- ④基準該当居宅介護支援に関する基準について定めており、島根県条例を基に国の改正を踏まえたものとなっております。

施行期日は平成30年4月1日からとなっております。

3頁をお開き下さい。

居宅介護支援事業者の指定権限移譲のフロー図です。

現行は都道府県が居宅介護支援事業所の指定、指導・監査、勧告、命令、指定の取消、指定の効力停止を行っているところです。

これが4月1日からは市町村、隠岐では隠岐広域連合に指定、指導・監査、勧告、命令、指定の取消、指定の効力停止の権限が加わります。

隠岐圏域の居宅介護支援事業所の数は海士町、西ノ島町、知夫村については各1事業所ずつ、隠岐の島町が7事業所で合計10事業所ございます。

居宅介護支援事業者とは、介護支援専門員（ケアマネージャー）により、在宅の要介護者等が介護サービスを適切に利用出来るよう、サービスの種類やその内容、提供者などを定めたサービスの計画（ケアプラン）を作成し支援する事業所です。

以上でございます。

○議長（井尻 義教）

ただいま説明のありました議第19号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

○3番（西尾 幸太郎）

4月1日から県から権限移譲がされるということですが、新しく移譲された仕事に関して、町村の部分の関わりについて、もし関わりがあるのであれば教えてください。

○番外（藤野介護保険課長）

西尾議員の質問についてお答え致します。

現在もケアマネ連絡会を各町村で月1回行っており、情報交換や事例検討等の連絡会を開いています。今後もケアマネとの連携を密にしていくことで、権限移譲になったからといってこれまでと町村との関わりが変わるということはありません。今までもよく連携してやっているとと思います。

○3番（西尾 幸太郎）

今までどおりよく連携してやっていくということなんですけれど、単純に見たら仕事量が増えるということなんですけれど、これまでと人員に関しては変わっていない中でこれだけの仕事量が増えるということで対応しきれんかどうか、どのように考えているか聞かせて下さい。

○番外（藤野介護保険課長）

この改正は平成26年にはわかっておりまして、現在隠岐広域連合の地域密着系の指定監督の事業所が19事業所ございます。今回10事業所増えて29事業

所になるわけですが、3年前にこの業務の量を見越して社会福祉士を介護保険課に採用し、正職員6名を7名に増員して頂き、こういった指定等の業務担当を配置してきているので、10事業所増えても対応出来ると考えております。

○6番（村上 三三郎）

先ほど説明頂きましたが、議第19号関係の資料では介護支援事業所の数は10事業所となっていたが、先ほどは29事業所となっていたがその辺の関連と、ケアマネージャーは35名に1名の割合で配置するとなっていますが、これまでの業務の遂行状態はどうですか。

○番外（藤野介護保険課長）

一つ目の29事業所ということですが、現在19事業所ありますのはグループホームが7事業所、小規模多機能型居宅介護支援事業所が6事業所、小規模通所介護事業所（定員18名以下）が6事業所の合計19事業所です。これにケアマネの居宅介護支援事業所が10事業所加わり29事業所となります。

もう一つの業務の遂行状況ですが、現在10事業所あり、ケアマネ業務をされている方が現在20名います。現在1人当たり約30人の担当を持って業務をされています。35名ということですので少し余裕があるということです。35名を超えないところで回っている状況です。

現在は島根県が指導監査を行っており、運営基準、サービスの計画内容、記録の確認を行っていますが、広域連合も平成24年から臨時職員の専門職を配置しており、給付の適正化の一つであるケアプラン点検の支援を行ってきております。具体的には個別の支援計画の内容、専門職の評価を行っております。また、連絡会、検討会にも担当者と参加しています。また研修会の方も開催していますので今後も続けていきたいと思っております。

○6番（村上 三三郎）

ケアマネージャーが35名に対し1名の配置となっていますが、その辺についてもう一度説明して下さい。

○番外（藤野介護保険課長）

35名となっていますが、39名までは報酬の高い居宅介護支援Iという報酬が取れるようになっていきます。40名から60名になると半額くらいの報酬しか取れなくなっています。1人が35名ということではなくその事業所でということです。例えばある事業所で2人のケアマネがいるとし、1人が20名、もう1人が40名を持っておられても報酬は高い方の算定が出来るようになっていきます。隠岐圏域の状況を見ますと1人の担当がだいたい30人くらいですので、35人を超えない範囲で業務をきちんとされている状況となっています。

○11番（吉田 雅紀）

権限移譲ということですが、これに関わらず権限移譲が国から県、県から町村へおりてくる。たまたま隠岐の場合は保険者が広域連合ということで町村経由で広域連合におりてくるわけですが、権限移譲するものによっては専門的な職員、事務量の関係で予算というものがどれくらい移譲されてくるか。ここの水準がわかれば教えて頂きたいと思えます。

○番外（藤野介護保険課長）

この度の居宅介護支援事業所の権限移譲につきましては、予算としては増額と

というようなことは全くありません。

○11 番（吉田 雅紀）

地方交付税に関してもそうですか。

○番外（藤野介護保険課長）

交付税の算入については市町村に入りますので、隠岐広域連合としてはその部分について把握はしていません。

○11 番（吉田 雅紀）

わかりました。

権限移譲に伴って場合には専門的な知識を求められた場合に、各町村に十分な人材がないということも含めて、県の方との連携を広域連合に限らず町村ともとって頂きたいと申し上げたいと思います。

○10 番（平田 文夫）

資料1 3頁のフローを見ていると指導・監査、勧告、命令、指定の取消等含まれている。これのマニュアルは作成されているの。

○番外（藤野介護保険課長）

マニュアルはございます。この居宅介護支援事業者の指定等だけではなく地域密着型に関してもございます。それは島根県からマニュアルを頂き、広域連合の条例に合わせて作り替えたもので実地指導監査等に出かけております。

○10 番（平田 文夫）

過去に市町村でそういうことが出来るということがあったわけ、けれど市町村がなかなか調査に入ったりしてなかった。これはあくまでも利用者のための制度だから、広域連合がこれをやる以上は利用者のためにしっかりとこういうことをやっていくんだという事業者に対してしっかりと説明しないと、今後そこら辺のことをちゃんとあなた方が指導していったらしないと、困るのは利用者が一番困るわけ。今でも高齢者が増えて包括がいろんなことをしなければならぬから地域密着のコーディネーターを配置しなさいということになったわけだから、全体を含めて機能を発揮出来るような仕組みを作って頑張って下さいよ。

○番外（藤野介護保険課長）

今までもケアプラン点検や実地指導の中でケアマネに対しては隠岐広域連合の方も質の向上ということで専門職も一緒になって支援をしてきたところ。今回権限移譲で更に勧告・命令・指定の取消・指定の効力停止等権限の方が加わりましたので、より一層こうした取組を続けながらケアマネの支援を続けたいと思っております。

○議長（井尻 義教）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

それでは質疑なしと認めます。

以上で議第19号の質疑を終わります。

次に議第20号「隠岐広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。執行部より詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

(「議長 番外」の声あり)

番外 藤野介護保険課長

○番外 (藤野介護保険課長)

資料1 議案に関する参考資料 1頁 中段をご覧ください。

条例改正の概要については、介護保険法の改正に伴い関係条文について所要の改正を行うものでございます。

要点ですが

①介護保険法第78条の2の2(共生型地域密着型サービス事業者の特例)の新設による地域密着型サービスの指定基準を追加するものでございます。

②「市町村(特別区を含む。以下同じ。)」を「隠岐広域連合、関係する町村」と具体的に改めるものでございます。

施行期日は平成30年4月1日からでございます

4頁をお開き下さい。

共生型サービスのフロー図でございます。

高齢者と障がい児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置付けるものでございます。

現行は障がい福祉サービス事業所や介護保険事業所はそれぞれ指定基準を満たす必要がありました。課題としまして、障がい福祉サービスに相当するサービスが介護保険法にある場合は、介護保険サービスの利用が優先されるため、従来から障がい福祉サービス事業所を利用していた障がい者が高齢者となった場合に、馴染みの事業所を利用し続けられないことがある。高齢化が進み人口が減少する中でサービスの提供にあたる人材の確保が難しくなるということです。

改正後には新たに共生型サービスを位置づけ、障がい福祉事業所等であれば介護保険事業所の指定も受けやすくする特例を設け、またその逆も同じということで、対象サービスは①ホームヘルプサービス、②デイサービス、③ショートステイとなっております。

情報としまして島根県内の事業所の訪問介護事業所の約6割、通所介護の約8割はそれぞれの同じ事業所で両方のそれぞれの指定を既に受けておられますので、共生型サービスは新たに出来ますが、島根県内、隠岐圏内でもこのサービスが増える予測はしておりません。

以上でございます。

○議長 (井尻 義教)

ただいま説明のありました議第20号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

○11番 (吉田 雅紀)

この共生型サービスですけれど今までの障がい福祉サービスの利用者が65歳以上になったときに移動といわれても移動先がないということで、これは町村長の判断でそのままいてもいいよということになっていたのではないかなと気がしますけれど、その仕組み自体は残しながらこれは全国的な条例の改正だからということなんですか。現実には、例えば仁万の里にしても障がい者サービ

スにしてもこういった共生型サービスの届けがいるということなんでしょうか。そこのところを確認したいんです。

○番外（藤野介護保険課長）

隠岐圏域の現状ですが、介護保険事業所側では介護保険の指定は受けておられ、障がいの方を島根県からと両方受けておられます。障がい側は仁万の里や岬のみんなの作業所は介護側の指定をとっておられないと思います。今後障がい側の施設で両方ということになりますと、こういった共生型サービスを設けるのか、それとも今までのようにそれぞれで指定を受けるのか、ということになっております。

ただ共生型サービスは今回報酬を見ましたら、それぞれ指定を受ける方が報酬は高いです。共生型になりますと基準が緩和されることもありまして、若干報酬の方が下がるような設定になっておりますので、現在隠岐では介護側の方は既に障がいの指定も受けておられますので現状のままいかれると思っております。

○13番（米澤 壽重）

新たな共生型サービスについてお聞きしたいんですが、いずれにしても今回の法改正によって新たな制度が出来るわけですが、現実的には説明の中ではいま活用されることはないのではないかといいますけれど、やはり住民への周知の徹底、或いは事業所もこういった形で変わってくるんだということを徹底して周知する必要があるんだと思うのですが、それについてはどのような考えをしておられますか。

○番外（藤野介護保険課長）

今回の制度改正を含めまして、まず事業所の方には、先日集団指導の中で共生型も含めて説明会を実施致しました。住民さんの方には今回制度改正の概要版というものを各戸配布でお配りして周知をしたいと思っております。

○議長（井尻 義教）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で議第20号の質疑を終わります。

次に議第21号「隠岐広域連合地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。

執行部より詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

（「議長 番外」の声あり）

番外 藤野介護保険課長

○番外（藤野介護保険課長）

資料1 議案に関する参考資料 1頁 下段をご覧ください。

先ほどの議第20号「隠岐広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例」に合わせ改正を行うものでございます。

要点は

①「市町村（特別区を含む。以下同じ）」を「隠岐広域連合、関係する町村」と具体的に改めるものでございます。

施行期日は平成30年4月1日からでございます。

以上です。

○議長（井尻 義教）

ただいま説明のありました議第21号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で議第21号の質疑を終わります。

次に議第22号「隠岐広域連合指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。

執行部より詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

（「議長 番外」の声あり）

番外 藤野介護保険課長

○番外（藤野介護保険課長）

資料1 議案に関する参考資料 2頁をご覧ください。

条例改正の概要は介護保険法の改正に伴い関係条文について所要の改正を行うものでございます。

要点は

- ① 連携機関に障がい福祉制度の相談機関を加える。
- ② 介護支援専門員（ケアマネージャー）に利用者への説明を義務付けるもの。
 - ・ 指定介護予防支援の開始に際し、複数の居宅サービス事業所等の紹介を求めることが出来るもの
 - ・ 入院時に担当ケアマネージャーの氏名及び連絡先を入院先に伝えること。
- ③ 指定介護予防サービス事業者等から提供された利用者の服薬状況等について、利用者の同意を得て主治の医師等に提供されることを義務付けるもの。
- ④ 利用者の同意を得て意見を求めた主治の医師等に対して、介護予防サービス計画を交付することを義務付けるもの。

施行期日は平成30年4月1日からです。

以上です。

○議長（井尻 義教）

ただいま説明のありました議第22号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で議第22号の質疑を終わります。

次に議第23号「隠岐広域連合消防手数料条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。

執行部より詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

(「議長 番外」の声あり)

番外 藤田消防次長

○番外(藤田消防次長)

資料1 議案に関する参考資料 2頁

条例改正の概要ですが、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、消防手数料の額の改正を行うものでございます。

要点ですが危険物の規制に関するもの、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関するものでございます。

施行期日は平成30年4月1日からでございます。

同資料の16頁をお開き下さい。

新旧対照表がありますが、今回の改正は主に特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査等が主な改正でございます。

以上でございます。

○議長(井尻 義教)

ただいま説明のありました議第23号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

○1番(松新 俊典)

新旧対照表を見ますといろいろな金額がありますが、パーセンテージが決まっているものかどうか。それから全体的に金額が上がっていますが25頁中段の液化石油ガスの保安の確保のところ下がっているがその辺の説明を願います。

○番外(藤田消防次長)

この改正は3年に一度行われているものであり、人件費の単価または物価水準の変動に伴い現行の手数料の標準額との乖離が大きくなっている事務及び事務の内容の変化に伴い現行の手数料の標準額を見直すものでございます。

○3番(西尾 幸太郎)

その都度改正が行われるということですが、関係する事業者への周知とかについてはどのような手続きを行っているのか。

○番外(藤田消防次長)

特殊屋外タンク貯蔵所というのは1,000キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所ですので、現在隠岐にはございませんので周知はありません。

○議長(井尻 義教)

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で議第23号の質疑を終わります。

以上で質疑を終わります。

日程第5 これより「討論」を行います。

議第19号「隠岐広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」についてから、議第23号「隠岐広域連合消防手数料条例の一部を改正する条例」についてまでの5案件を一括して討論に付します。

討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。

以上で「討論」を終わります。

《 採 決 》

日程第6. これより「採決」を行います。

この採決は、起立によって行ないます。

議第19号「隠岐広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」についてから、議第23号「隠岐広域連合消防手数料条例の一部を改正する条例」についてまでの5案件を一括して採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(「起立全員」)

起立「全員」であります。

よって 議第19号から議第23号までの5案件につきましては、原案のとおり可決されました。

以上で採決を終わります。

以上上程された議案の審議は終わりましたが、室崎副広域連合長から辞職願が提出され、広域連合長においてこれを受理致しました。

この場を借りて退任のご挨拶を演壇において頂きたいと思っております。

○番外(室崎副広域連合長)

失礼致します。隠岐支庁長の室崎でございます。

平成28年4月1日に拝命して以来、5月にこの議場で副広域連合長として努めさせて頂きました。その間隠岐4町村の皆さまと直にお話をする機会があり、最初の就任の時にあいさつをさせて頂いたように父親が海士町であり母親が旧西郷町ということで隠岐に浅からず縁がございます。

2年間直に勉強させて頂く中で「隠岐の、特に医療についての本土に対する遅れ、またハンディというのは未だにあるのかな」と思っております。しかしながら私が子供の頃に比べて格段に本土との差は縮まっていると思っております。人の命は何事にも変えられないものと思っておりますが、様々な問題もある中で広域連合の皆様方と一緒にお仕事が出来ましたことは私にとっては非常に有意義な2年間でございます。

定年まで1年を残して退職となりましたが隠岐の島の出身でございますので、これからも私なりに隠岐のために出来ることを考え、実行していこうと思っておりますので今後ともご指導の程よろしくお願い致します。

ありがとうございました。

○議長（井尻 義教）

室崎副広域連合長のこれまでのご尽力とご功勞に対し、議会を代表して感謝と惜別の意を申し上げたいと思います。

退任されましてもご健康に十分ご留意をされ、益々のご活躍をご祈念致します。

以上をもって、本臨時会に提出された議案は、全て議了いたしました。
会議を閉じます。

(本会議閉議宣告 15時 21分)

(「議長 番外」の挙手あり)

番外 池田広域連合長

○番外（池田広域連合長）

閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま室崎副広域連合長に退任のご挨拶を頂きました。室崎支庁長にはこの広域連合の副広域連合長という立場で広域連合の各種事業において様々なご指導、ご助言を頂きました。本当にありがとうございました。改めましてお礼を申し上げます。

この後夕刻より送別の会を設けているとのことでございます。話に花を咲かせて頂きたいと思います。

本日は隠岐広域連合の介護条例の制定、一部改正案5件を上程させて頂きましたが、原案どおり可決決定を頂き誠にありがとうございます。

4月になり隠岐広域連合も新たな執行体制で島民の皆様方の安全、安心の生活の確保や地域振興の充実に向け職員と一丸となり誠心誠意努力してまいり所存でございます。

議員の皆様方におかれましては引き続きお力添えを賜りますようお願いを申し上げ、閉会のお礼のご挨拶を申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

○議長（井尻 義教）

閉会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては慎重審議を頂き、適切な議決を賜り誠にありがとうございました。速やかな議事進行にご協力を頂きましたことにつきまして重ねてお礼を申し上げたいと思います。

構成団体の3月定例会も終え、本年度も残すところ後わずかとなりました。

来週からは新年度を迎えるわけですが、議員各位、執行部の皆様におかれましては、健康に十分留意され、益々のご活躍を祈念し、閉会のあいさつと致します。

本日はこれをもって散会し、平成30年第1回隠岐広域連合議会臨時会を閉会いたします。

(本会議閉会宣告 15時 24分)

以上会議の次第は、議会事務局長が調整したものであるが、その内容は正確であるのでこれを証明するためにここに署名をする。

平成30年 月 日

隠岐広域連合議会議長 _____

隠岐広域連合議会議員 _____

隠岐広域連合議会議員 _____